

所在不明高齢者に係る訪問調査で 死亡又は行方不明が判明した事案

(注) 後期高齢者医療を1年間継続して利用していない者を抽出した平成22年7月1日以前の死亡又は行方不明がこれまでに判明したケース(平成23年2月公表分を除く)

○ 「死亡」によるもの

① 平成13年12月頃死亡

- ・平成23年6月定期支払いまで支払済
- ・訪問調査を契機に、自宅より遺体として発見されたもの(同居人がいたが既に死亡)

② 平成21年4月死亡

- ・平成23年6月定期支払いまで支払済
- ・戸籍上の死亡手続き後、住基ネット情報への登録がもれたもの

○ 「行方不明」によるもの

① 約50年前より行方不明(健在であれば94歳)

- ・平成23年4月定期支払いまで支払済
- ・配偶者(既に死亡)が、保険料納付・年金受給を行っていたもの
- ・平成23年2月に失踪宣告手続き済み(現時点未裁決)

② 約30年前より行方不明(健在であれば90歳)

- ・平成23年6月定期支払いまで支払済
- ・年金事務所の求めに対し、家族が来所し事実を把握したもの
- ・平成23年6月に失踪宣告手続き済み(現時点未裁決)

③ 平成3年～平成5年頃より行方不明(健在であれば90歳)

- ・平成23年4月定期支払いまで支払済
- ・行方不明のため当時捜索が行われたもの。
- ・平成23年5月に失踪宣告手続き済み(現時点未裁決)

④ 平成7年頃より行方不明(健在であれば100歳)

- ・平成23年6月定期支払いまで支払済
- ・年金事務所の求めに対し、家族が来所し事実を把握したもの
- ・平成23年6月に失踪宣告手続き済み(現時点未裁決)

⑤ 10年前より行方不明(健在であれば91歳)

- ・平成23年4月定期支払いまで支払済
- ・同一敷地内に家族あり。警察に捜索願届出済
- ・平成23年5月に失踪宣告手続き済み(現時点未裁決)

⑥ 平成15年頃より行方不明(健在であれば83歳)

- ・平成23年4月定期支払いまで支払済
- ・訪問調査するも空家状態。家族によれば8年前より行方不明となり警察に捜索願届出済
- ・平成22年9月に失踪宣告手続き済み(現時点未裁決)

○ 古い時期の死亡又は行方不明については、個々に事情を具体的に聴取するとともに、年金の過払等が確定した場合は、その返還請求手続きを進めていくこととしている。

また、不正受給の可能性が疑われる場合は、自治体及び関係官署と協議しつつ対応することとし、悪質と判断されるケースについては、告発等の対応を行う。